

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年3月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500800号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500254号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年5月1日から昭和53年11月21日に訂正し、昭和53年11月から昭和54年4月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年11月21日から昭和54年5月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和53年8月にB社に入社し、昭和53年11月21日付けで、A社(現在は、C社)に転籍した。請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社の回答、B社から提出された「入社・退社・記録表」、雇用保険の記録、複数の同僚の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務し(昭和53年11月21日にB社からA社へ異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが必要であ

る。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所であった記録は確認できないが、履歴事項全部証明書及び複数の同僚の陳述により、同社は請求期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、請求期間についても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、訂正請求記録の対象者の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500558号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500253号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年5月1日から昭和53年11月21日に訂正し、昭和53年11月から昭和54年4月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年11月21日から昭和54年5月1日まで

昭和53年8月にB社に入社し、昭和53年11月21日付けで、A社(現在は、C社)に転籍した。請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社の回答、B社から提出された「入社・退社・記録表」、雇用保険の記録、複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務し(昭和53年11月21日にB社からA社へ異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所であった記録は確認できないが、履歴事項全部証明書及び複数の同僚の陳述により、同社は請求期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、請求期間についても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和 54 年 5 月 1 日と決定されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500327号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500252号

## 第1 結論

請求者のA社における共済組合員としての取得年月日を昭和48年4月1日に、喪失年月日を昭和48年7月1日に訂正し、昭和48年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額を13万4,439円とすることが必要である。

昭和48年4月1日から同年7月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月1日から同年12月20日まで

昭和48年1月にB学園に入学し、同年3月にCで研修を受けた後、同年4月に準職員としてD支部、同年9月にE支部に勤務し、同年12月には賞与を支給された。しかし、昭和48年4月1日から同年12月20日までの期間が被保険者期間として記録されていない。当該期間を被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者と一緒にB学園を卒業後、準職員となったと回答している同僚3名は、昭和48年4月1日からF共済組合の加入記録が確認できるところ、当該同僚は、同年4月1日以降に請求者と一緒に同じ仕事をしていたことがあると陳述している。

また、G社H管理部は、請求者が職員であったかについてはIカードが発見できないため不明である旨回答しているが、請求期間の一部において、請求者の戸籍の附票に記載された住所が請求期間当時のA社のJ寮の所在地であったことについて確認したところ、同社のH管理部は、当時、同寮に入居できたのは、職員又は準職員であった旨陳述している。

これらのことから、請求者は、準職員としてA社に勤務していたことが推認できる。

また、請求者の勤務期間については、請求者の退職時期を確認できるH社の資料や同僚の証言等が得られないところ、請求者の戸籍の附票の記録により、請求期間のうち昭和48年4月1日から同年6月30日までと認められる。

一方、F共済組合は、請求期間当時のK共済組合はL共済組合法及びM共済組合運営規則に

より、共済組合員として対象になるのは準職員又は職員であると回答していることから、請求者は共済組合員であると認められる上、前述の同僚は、請求期間においても共済組合員であることが確認できる。

このことから、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和48年4月1日に、資格喪失年月日を同年7月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定により計算することとされており、同条に基づき、昭和48年4月の請求者の準職員としての基本賃金4万9,100円により標準報酬月額を計算すると、標準報酬月額は13万4,439円となることから、請求者の昭和48年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、13万4,439円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち昭和48年7月1日から同年12月20日までの期間については、上記管理局に勤務していたことを確認できる資料等がないため、勤務していたことを認めることができない。

このほか、請求者の当該期間における共済組合員の資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和48年7月1日から同年12月20日までの期間において、請求者が共済組合員であったと認めることはできない。